



平成23年7月21日

＜いじめの憲法学的定義＞

＜概要＞

- ・ いじめに関して憲法学的観点から定義を行いました。
- ・ いじめは究極的には、憲法13条の保障する「個人として尊重される」権利を侵害し、相手の人格を否定しようとする行為です。この定義によって、いじめが何故つらいのかが理解できるようになりました。
- ・ また、同時に、いじめは個々の不正な行為の積み重ねによって行われることが明らかとなり、この定義を知ることによって、子どもたちが身を守ることができるようになります。
- ・ この取り組みによって、いじめの理解が一層深まるとともに、この問題が憲法という学問に大きな意義を有していることが明らかになりました。

＜本文＞

- ・ 中富は、2006年にいじめの定義を発表しましたが、今年、それを一部修正し、学会誌に発表するとともに、イジメ問題を研究することの憲法学的な意味を考察しました。
- ・ 中富の定義によると、イジメとは、「一定の人間関係のある者が、暴力による「生命・身体・自由・財産」への侵害を継続することにより、あるいは言葉や仲間はずれによる「名誉」・「精神的自由」への侵害を通して、相手から「コミュニケーションの相手として真面目に扱われる権利」を剥奪し、相手の人格を否定しようとする行為」です。すなわちイジメは、二重の人権侵害であり、前者の人権侵害をとおして人格そのものを攻撃するところにその本質があって、それゆえにイジメはつらいのだとされます。
- ・ 中富がイジメを概念化するに当たっての考慮事項は以下の点にありました。①いじめは何故不正なのか ②不正を放置するとどうなるか ③イジメはなぜ自殺に至ることがあるほど深刻なのか ④シカトはイジメか ⑤生徒が理解できる定義であるか。
- ・ この定義によって、児童・生徒は、イジメを発見し不正と認識し、身を守ることができるようになります。それゆえ、学校では、この定義を子どもたちに教えるのがよく、いま始まっている法教育で取り上げることが望ましいとされます。
- ・ 「憲法は個人の尊厳を基礎に置く社会を実定法秩序により保障していこうというプロジェクト」と言われますが、そのためにも「個人の尊厳」を基礎におこうという社会の理解が必要で、イジメ問題はそのことと深く関係しているそうです。

＜お問い合わせ＞

岡山大学 法学部・中富公一
(電話番号) 086-271-0662
(FAX番号) 086-251-7373

発表誌又は発表学会名などを明記

2010年憲法理論研究会で発表し、憲法理論研究会叢書2011年版に掲載